電話加入権	一般管理用	専用回線	8,000	2回線
電話加入権	一般管理用	普通回線	8,000	2回線
合　　計			174,045	

注：当該資産の減損額は全て損益計算書に計上しておりません。

⑷　減損を認識した固定資産の回収可能サービス価額及び減損額

（単位：円）

資　産　名	帳簿価額	回収可能サービス価額	減　損　額	備　　考
ボンベ室	2,045	1	2,044	注1
電話加入権	172,000	64,500	107,500	注2
合　　計	174,045	64,501	109,544	

注1：当該資産における回収可能サービス価格は、取り壊し処分を予定していることから備忘価格1円としております。

注2：国税庁公表資料に基づく茨城県における電話加入権の評価額は1回線当たり1,500円であり、これを実勢価格とみなし、保有回線数を乗じた額をもって回収可能サービス価格としております。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達については運営費交付金により実施事業の財源が手当てされているため、金融機関等からの資金調達は行っておりません。

未収金に係る取引相手の信用リスクは内部規程に沿って定期的な確認を行うことにより低減を図っております。

また、未払金はいずれもそのほとんどが1年以内の支払期日であり、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後になります。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴現金預金	1,454	1,454	―
⑵未収金	122	122	―
⑶未払金	(692)	(692)	―
⑷リース債務	(322)	(314)	(8)

（注1）　負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注2）　金融商品の時価の算定方法

⑴現金預金、⑵未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑷リース債務

時価については、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（資産除去債務関係）

1．当該資産除去債務の概要

電離放射線障害防止規則・放射線障害予防法に係る放射線同位元素の処分義務であります。

2．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	8,935,482円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,934,905
時の経過による調整額	13,372
資産除去債務の履行による減少額	△　4,430,550
その他の増減（△は減少）	0
期末残高	9,453,209

（不要財産に係る国庫納付等関係）

1．不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価格等の概要

（単位：円）

資　産　名	種　類	場　　所	帳簿価格等	備　　考
寄宿舎	土地	茨城県常陸大宮市	16,243,200	
	構築物		263,945	
合　　計			16,507,145	

2．不要財産となった理由

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針について」（平成22年12月7日閣議決定）の【資産・運営等の見直し】において講ずべき措置として、放射線育種場寄宿舎の廃止とされ、中期計画において「放射線育種場の寄宿舎は、途上国等からの研究者受入に支障のない方策を処置した後、速やかに廃止する」こととしていたため、平成23年3月2日に減損の兆候を認めました。

途上国等からの研究者受入に支障のない方策の対応方針が平成24年6月12日に決定され、土地、構築物（諸標、囲障）を現物による国庫納付とすることとしたためであります。

3．国庫納付等の方法　現物による国庫納付を行っております。

4．国庫納付等の額　16,507,145円

5．国庫納付等が行われた年月日　平成26年7月28日

6．減資額　20,608,237円

損失の処理に関する書類

（単位：円）

Ⅰ	当期未処理損失		52,187,577
	当期総損失	52,187,577	
Ⅱ	損失処理額		52,187,577
	積立金取崩額	52,187,577	
Ⅲ	次期繰越欠損金		0